

平成25年度税制改正に関する提言

平成24年6月
社団法人リース事業協会

(提言内容)

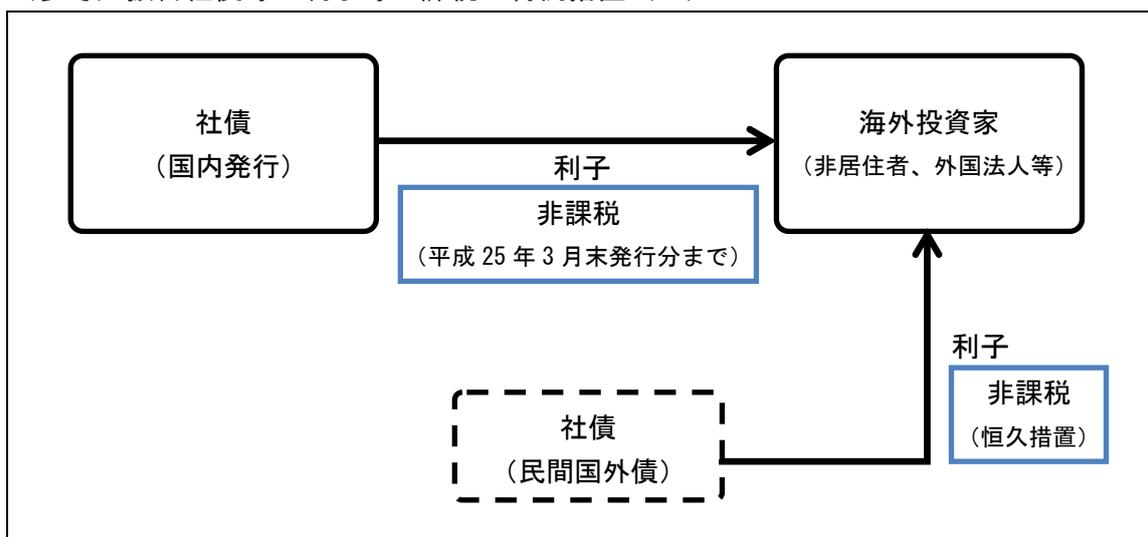
「振替社債等の利子等の課税の特例措置」(租税特別措置法第5条の3)について、恒久的な措置とすること。

(提言理由)

- リース事業においては、リース資産を調達するために多額の資金が必要となるが、経済界に対してリースを安定的に提供するためには、資金調達先を多様化して拡大する必要がある。
- 資金調達先が多様化することにより、国内外の経済に対する波及効果が大きくなり、公正かつ自由な経済活動が促進される。
- 「民間国外債の利子等の非居住者及び外国法人に対する非課税措置」は、恒久的な措置が図られており、非居住者又は外国法人の社債市場への投資を促進するために、本特例措置について、時限的措置ではなく、恒久的な措置とすることが望ましい。

以上

(参考) 振替社債等の利子等の課税の特例措置 (*)



*平成22年度税制改正時に「民間国外債の利子等の非居住者及び外国法人に対する非課税措置」の恒久化(当協会も要望)が行われた際に、非居住者又は外国法人の社債市場への投資を促進等するため、「振替社債等の利子等の課税の特例措置」が新設された(適用期限3年)。